

兵庫県公報

平成30年7月11日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 災害救助法に基づく救助の実施（災害対策課）	1

告 示

兵庫県告示第657号の2

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被害に関し、次の表の左欄に掲げる日からそれぞれ同表の右欄に掲げる被災市町に災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定による救助を実施する。

なお、同法第13条第1項の規定により、救助に係る知事の職権の一部である、避難所の設置、被災した住宅の応急修理等を当該市町の長が行うこととし、救助の実施期間については、災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）別表第1に規定された期間とする。

平成30年7月11日

兵庫県知事 井戸敏三

災害救助法適用日	被災市町
平成30年7月5日	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町
平成30年7月6日	姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町
平成30年7月7日	養父市、たつの市、神崎郡市川町、同郡神河町